

## 令和5年度 丹波篠山市地域おこし協力隊（起業支援型） 募集要項

丹波篠山市では、現在11名の地域おこし協力隊員が都市部から移住し、まちづくり協議会と連携して地域活動に参加しながら、起業や研究等の活動を通して地域の課題解決に挑戦しています。

このたび、令和5年度に活動する地域おこし協力隊員（起業支援型）を募集します。

### 1. 丹波篠山市地域おこし協力隊の特徴

- (1) 起業を目指して活動する「起業支援型」と、大学生・大学院生・研究員で学生生活や研究活動を行いながら活動する「半学半域型」の2種類の協力隊員が活動しています。

| 【起業支援型】  | 【半学半域型】  |
|--|--|
| まちづくり協議会と連携して地域活動に参加しながら、地域資源を活用した事業活動を通して地域の課題解決に挑戦する。週5日活動。委嘱期間は最長2年間。 | 大学生・大学院生・研究員が、学生生活や研究活動と並行して、まちづくり協議会と連携して地域活動に参加しながら、地域の課題解決に挑戦する。週3日活動。委嘱期間は最長3年間。 |

- (2) 丹波篠山市内の19地区から、活動の中心となる担当地区を1地区定め、まちづくり協議会（地区の自治組織）と連携して活動していただきます。担当地区は、双方の希望する活動内容等の調整・マッチングを行い、決定します。
- (3) コーディネーター（（一社）丹波篠山キャピタルに委託予定）が協力隊員の活動を伴走支援します。

### 2. 募集人数

起業支援型：2名程度

### 3. 応募要件

次のすべてを満たす方。

- (1) 令和5年4月1日時点で、年齢が18歳以上の方。
- (2) 応募時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住されており、本市に生活の拠点と住民票を移すことができる方。
- (3) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら意欲と情熱を持って活動に取り組むことができる方。
- (4) 地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができ、担当地区内に居住して活動する意思のある方。
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方。

### 4. 身分等

- (1) 「丹波篠山市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、市長が委嘱します。
- (2) 協力隊員は、市の委嘱を受け、役務の提供等に対する謝礼として報償費の支給を受けるものとします。
- (3) 市との雇用関係は存在しないため、地域おこし協力隊としての活動以外に収入を得ることは妨げませんが、活動に支障をきたさないよう、コーディネーターに事前の申し出が必要です。

### 5. 委嘱期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。活動状況・実績等を勘案し、最長2年まで延長します。

### 6. 活動日数等

- (1) 活動日数は、1月当たり20日（週5日）です。
- (2) 活動日のうち、1/3から1/2程度をまちづくり協議会と連携した地域活動に、残りを起業準備等に充てていただくことを目安とします。
- (3) 活動時間は、8時30分～17時15分（うち休憩1時間）です。活動内容によっては、協議の上、適宜変更することができます。

## 7. 待遇等

- (1) 報償費は、月額 160,000 円です（源泉徴収あり）。1 か月間の活動実績に応じて、翌月に支給します。1 か月間の活動日数が規定に満たない場合は、1 日当たり 8,000 円の日割り計算により支給します。
- (2) 活動用車両の借上費や研修受講費等、活動に必要な経費として、活動助成金を交付します（令和4年度の場合、上限 140 万円）。
- (3) 住居は、原則として担当地区のまちづくり協議会から紹介しますが、担当地区内で確保できない場合等は、各自で準備いただくことになります（必要に応じてご相談ください）。家賃は活動助成金から支出することができます。
- (4) 起業・継業に向けた実践的プログラム「篠山イノベーターズスクール」を受講することが原則です。受講料は活動助成金から支出することができます。

## 8. 応募手続き

令和4年9月1日から令和4年9月30日までに、エントリーシート、住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）を提出してください。

## 9. 選考の流れ・スケジュール

- (1) 応募書類をもとに、要件や活動計画の内容等を審査します（審査員：コーディネーター）。
- (2) 活動計画の内容等について、プレゼンテーションを行っていただきます（審査員：コーディネーター、金融機関、丹波篠山市ほか）。プレゼン審査会には、受け入れ候補のまちづくり協議会も同席します。
- (3) プレゼン審査や地区の視察、面談等を通して、隊員候補は活動したい地区を、まちづくり協議会は受け入れたい隊員候補を選び、コーディネーターが調整・マッチングを図ります。
- (4) 双方の希望が合致し、マッチングが成立した場合、協力隊員と受け入れまちづくり協議会を決定します。

|        | 協力隊員候補者                     | まちづくり協議会                                  |
|--------|-----------------------------|---|
| 令和4年6月 |                             | 受け入れまち協の募集開始<br>受け入れまち協向け説明会              |
| 7月     |                             | 7/29 受け入れまち協の募集〆切                         |
| 8月     | 隊員向け説明会                     | ヒアリング                                     |
| 9月     | 9/1 隊員の募集開始<br>9/30 隊員の募集〆切 |   |
| 10月    | 中旬 書類審査<br>下旬 プレゼン審査        | 下旬 プレゼン審査（傍聴）                             |
| 11月    | まち協との交流                     | 隊員候補との交流                                  |
| 12月    | まち協とのマッチング<br>下旬 受け入れまち協の内定 | 隊員候補とのマッチング<br>役員会等での合意形成<br>下旬 受け入れ隊員の内定 |
| 令和5年1月 | ↑                           | ↑   |
| 2月     | 移住準備                        | 受け入れ準備                                    |
| 3月     | ↓                           | ↓   |
| 4月     | 4/1 委嘱・活動開始                 | 4/1 受け入れ開始                                |

## 10. 応募・問い合わせ先

（一社）丹波篠山キャピタル 谷垣・河口・塩山

〒669-2324 丹波篠山市東新町4-5 丹波篠山フィールドステーション

TEL・FAX：079-506-2366 メール：chiikiokoshi@tscapital.jp

※丹波篠山市では、地域おこし協力隊員の募集・コーディネート業務を（一社）丹波篠山キャピタルに委託しています。

## 11. 市の担当者連絡先

丹波篠山市役所 企画総務部 ブランド戦略課 ブランド戦略係 中森・菅原

〒669-2397 丹波篠山市北新町41 本庁舎3階

TEL：079-552-0275 メール：brand\_div@city.sasayama.hyogo.jp